

金局総総 1 第 56 号
令和 2 年 5 月 8 日

石川県小売酒販組合連合会
会長 手塚 清明 殿

金 沢 国 税 局 長
松 崎 啓 介



緊急経済対策における税制上の措置等に関する周知・広報のお願い

平素より酒類行政及び税務行政につきまして、深いご理解と多大なご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、現下の新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、国税当局といたしましては、感染症及びその蔓延防止のための措置の影響を受けている事業者の方に向けて、国税庁ホームページに特設サイトを開設し、「新型コロナウイルス感染症等緊急経済対策」における税制上の措置に関するリーフレットを掲載するなど、これまで以上に国税の取扱いに関する周知・広報に取り組んでいます。

つきましては、貴連合会におかれましても、下記 1 のリーフレットの活用や貴連合会のホームページに下記 2 の URL を掲載するなどにより、貴連合会傘下組合の皆様への周知・広報にご協力いただきますようよろしくお願い申し上げます。

記

1 周知用リーフレットの種類等

- (1) **新型コロナウイルス感染症の影響で期限までに申告・納付が難しい方は簡易な手続で期限延長が可能です（別添 1）**

新型コロナウイルス感染症で影響を受けた方の申告・納付期限の延長手続についてお知らせするものです。

- (2) **青色申告をはじめませんか（別添 2）**

個人事業者の方向けに、税金の面で様々な特典を受けられる青色申告制度の内容についてご案内し、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた方の青色申告承認申請書の提出時期についてお知らせするものです。

- (3) **新型コロナウイルス感染症の影響により、国税の納付が難しい方へ 納税の猶予をご利用ください（別添 3）**

新型コロナウイルス感染症の影響により、国税を一時に納付することが困難な方へ納税の猶予申請についてお知らせするものです。

- (4) **新型コロナウイルス感染症の影響を受けている事業者の方へ 欠損金の繰戻し還付制度を利用できる法人の範囲が拡大されました（別添４）**

資本金１億円超 10 億円以下の法人も青色欠損金の繰戻し還付が可能となる特例についてお知らせするものです。

- (5) **新型コロナウイルス感染症の影響を受けている事業者の方へ テレワーク等のための設備投資が中小企業経営強化税制の対象になりました（別添５）**

中小企業経営強化税制の適用ができる設備に、テレワーク等のための設備も対象に追加されたことのお知らせするものです。

- (6) **新型コロナウイルス感染症の影響を受けている事業者の方へ 消費税の課税選択の変更に係る特例について（別添６）**

新型コロナウイルス感染症で影響を受けた方の消費税の課税選択の変更に係る特例についてお知らせするものです。

- (7) **新型コロナウイルス感染症の影響を受けている事業者の方へ 消費貸借契約書に係る印紙税の非課税措置について（別添７）**

特定事業者に対して行う一定の金銭の貸付けに係る消費貸借契約書について、印紙税が非課税となることのお知らせするものです。

2 国税・地方税・社会保険料に関する措置の掲載場所

- (1) **国税に関する措置（国税庁ホームページ）**

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/kansensho/keizaitaisaku/index.htm>
トップページ > 新型コロナウイルス感染症に関する対応等について
> 新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置

- (2) **地方税に関する措置（総務省ホームページ）**

https://www.soumu.go.jp/menu_kyotsuu/important/kinkyu02_000399.html
トップページ > 新型コロナウイルス感染症対策関連 > 地方行財政
> 地方税制

- (3) **社会保険料に関する措置（厚生労働省ホームページ）**

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_10925.html
トップページ > 社会保険料の納付等について

新型コロナウイルス感染症の影響で

期限までに申告・納付が難しい方は 簡易な手続で期限延長が可能です (法人・個人の全ての方が対象)

Q 申告・納付の期限が延長できるの？

- 新型コロナウイルスの影響で、期限までに申告・納付等ができないやむを得ない理由がある場合、**柔軟に確定申告書を受け付けること**としています。

Q やむを得ない理由とは？

- 納税者や関与税理士が新型コロナウイルスに感染したケースに限らず、感染拡大防止の取組により外出自粛を行っているケースなどもやむを得ない理由に該当します。

Q いつまでに申請すればいいの？

- 申告・納付期限の前だけでなく、その**期限を過ぎた後でも申請を行うことが可能**です。

Q 申請の手続は？

- 申請する場合、必ずしも**申請書等を提出する必要はなく**、申告書の余白に「新型コロナウイルスによる申告・納付期限延長申請」である旨を付記するか、e-Tax をご利用の方は所定の欄にその旨を入力していただくなど**簡易な手続で申請**できます。
- ご質問・ご不明な点は、最寄りの税務署にお問合せください。

令和2年4月

 **国税庁**
法人番号 7000012050002

新型コロナ関連の
期限の個別延長に
ついてはこちら



青色申告 をはじめませんか

◎ 青色申告制度とは

「青色申告」は、日々の取引を所定の帳簿に記帳し、その帳簿に基づいて正しい申告をすることで、税金の面で様々な特典を受けることができる制度です。

※ 青色申告の方は、原則として、正規の簿記（一般的には複式簿記）により記帳を行わなければなりません。簡易な記帳（①現金出納帳、②売掛帳、③買掛帳、④経費帳、⑤固定資産台帳）で記帳してもよいことになっています。

青色申告の主な特典

青色申告をすることができる方は、事業所得、不動産所得及び山林所得のある方です。

① 青色申告特別控除

一定の要件の下で、事業所得等の金額から**最高 65 万円**を差し引くことができます。
（詳細は裏面をご覧ください。）

② 青色専従者給与の必要経費算入

生計を一にする配偶者やその他の親族で、専らその事業に従事している人に給与を支払っている場合、その支払った金額のうち、事前に届出をした範囲内で相当であると認められる金額を必要経費とすることができます。

③ 純損失の繰越しと繰戻し

事業所得等から生じた純損失の金額を、翌年以後3年間にわたって、順次各年分の所得金額から差し引くことができます（**純損失の繰越し**）。

また、前年も青色申告をしている場合は、その損失額を前年分の所得金額に繰り戻して控除し、前年分の所得税額の還付を受けることもできます（**純損失の繰戻し**）。

〔 それぞれの特典の適用にあたっては、一定の要件があります。詳しくは、国税庁ホームページ等をご覧ください。〕

＜青色申告をするためには・・・＞

令和2年分の所得税から青色申告をする場合には、令和元年分の所得税の確定申告期限まで^(※)に「所得税の青色申告承認申請書」に必要な事項を記載して、所轄税務署長に提出する必要があります。

（※ 新型コロナウイルス感染症の影響で外出を控えていらっしゃる方へ）

令和元年分の所得税の確定申告については、新型コロナウイルス感染症の拡大により外出を控えるなど、期限内（令和2年4月16日（木））に申告が困難な場合には、期限を区切らず、柔軟に申告書等の提出を受け付けることとしています。

令和元年分の確定申告がまだお済みでない方は、所得税の確定申告書を提出される際に、「所得税の青色申告承認申請書」を併せて提出して下さい。

また、令和2年4月16日（木）以前に令和元年分の確定申告書を提出した方については、感染拡大により外出を控えるなど、同日までの間に「所得税の青色申告承認申請書」を提出することが困難であった場合には、4月17日（金）以降であっても同申請書を提出することが可能ですので、所轄の税務署へご相談下さい。

青色申告制度の詳細
については、こちら



「所得税関係」の
「記帳・帳簿等保存、青色申告」をご覧ください。



国税庁

法人番号 7000012050002

令和2年4月

青色申告特別控除の適用要件等

- ① 正規の簿記（一般には複式簿記）の原則により記帳している方
記帳に基づいて作成した貸借対照表及び損益計算書を確定申告書に添付し、確定申告書をその提出期限までに提出する場合は、事業所得等の金額から**最高 55 万円**を差し引くことができます。
⇒ **e-Tax による申告（電子申告）又は電子帳簿保存**を行っている方は、事業所得等の金額から**最高 65 万円**を差し引くことができます（詳細は、下記をご覧ください。）。
最高 65 万円を差し引くことができます（詳細は、下記をご覧ください。）。
- ② 簡易な帳簿により記帳している方
事業所得等の金額から**最高 10 万円**を差し引くことができます。

【65 万円の青色申告特別控除を受けるためには・・・】

（①e-Tax による申告）

- ・ e-Tax とは、申告などの国税に関する各種の手続について、インターネットを利用して電子的に手続を行えるシステムです。
- ・ 令和 2 年分から、65 万円控除を受けるためには、ご自宅等のパソコンにより、**e-Tax で確定申告書及び青色申告決算書のデータを提出（送信）する必要があります。**

なお、国税庁ホームページで確定申告書及び青色申告決算書のデータを作成し、e-Tax で提出（送信）することもできます。

- ※ 1 ご利用のパソコンが e-Tax の推奨環境を満たしているかを、事前に e-Tax ホームページ（www.e-tax.nta.go.jp）でご確認ください。
- ※ 2 **税務署のパソコンでは、青色申告決算書等のデータを e-Tax で送信することはできないため、65 万円控除を受けられません。**

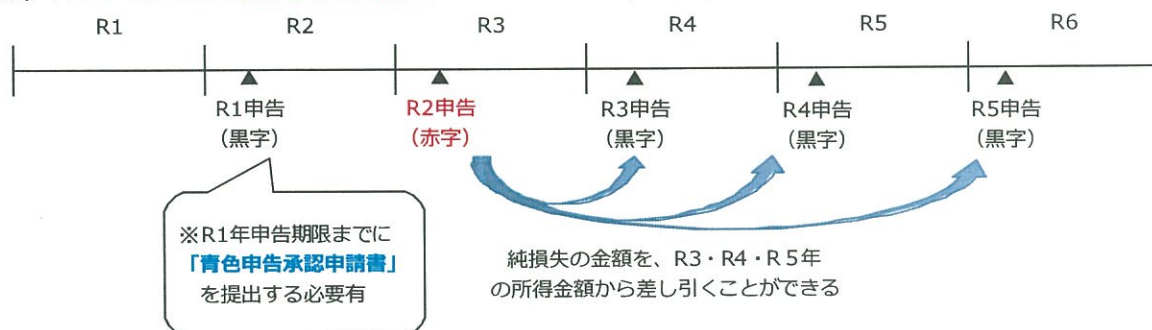
（②電子帳簿保存について）

- ・ 一定の要件の下で帳簿を電子データのままで保存できる制度です。この制度の適用を受けるには、**帳簿の備付けを開始する日の 3 か月前の日までに申請書を税務署に提出する必要があります。**
- ※ 原則として課税期間の途中から適用することはできません。
- ・ 令和 2 年分の所得税確定申告から 65 万円控除を受けるためには、その年中の事業に係る**仕訳帳及び総勘定元帳について、税務署長の承認を受けて電磁的記録による備付け及び保存を行う必要があります。**

- ◎ **令和 2 年分に限っては、**令和 2 年 9 月 30 日までに「国税関係帳簿の電磁的記録による保存等の承認申請書」を提出し、同年中に承認を受けて、同年 12 月 31 日までの間に、仕訳帳及び総勘定元帳の電磁的記録による備付け及び保存を行うことで、65 万円控除を受けることができます。

純損失の繰越しについて

（例）R2 年に生じた**純損失の金額**を R3・R4・R5 年の所得金額から差し引く場合



- ※ R2 年分の所得税から青色申告をした方については、R3 年以後に純損失が生じた場合に、純損失の繰戻しの適用を受けられる場合があります。

※ 青色申告の詳細については、国税庁ホームページ（<https://www.nta.go.jp>）の「はじめてみませんか？ 青色申告」などをご覧ください。

新型コロナウイルス感染症の影響により、国税の納付が難しい方へ

納税の猶予をご利用ください

新型コロナウイルス感染症の影響により、国税を一時に納付することが困難な場合は、税務署に申請することにより納税が猶予されます。

○現行の猶予の要件（幅広い方が認められます。）

- ・ 一時の納税により、事業の継続・生活維持が困難なおそれがある。
- ・ 納税について誠実な意思。 ・ 納期限から6か月以内に申請がある。
- ・ 猶予を受けようとする国税以外に滞納がない。

（注）1 担保の提供が明らかに可能である場合を除いて担保は不要です。

2 既に滞納がある場合や申請期限を過ぎた場合は、税務署長の職権で猶予を検討します。

○現行の猶予が認められると…

- ・ 原則として1年間納税が猶予されます（資力に応じて分割納付となります。）。
- ・ 猶予中は延滞税が軽減されます（通常 年8.9%→軽減後 年1.6%※）。

※令和2年中における延滞税の利率

申請による換価の猶予 国税徴収法第151条の2

収入が概ね2割以上減少している方には、更に有利な特例があります

納税の猶予に『**特例（特例猶予）**』が創設されました！

延滞税なし

1年間猶予

無担保

特 例 猶 予 の 要 件

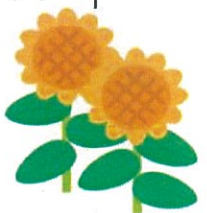
○ 以下の①、②のいずれも満たす方が特例の対象となります。

- ① 新型コロナウイルスの影響により、
令和2年2月以降の任意の期間（1か月以上）において、事業等にかかる収入（注）
が前年同期に比べて概ね20%以上減少していること。
- ② 一時に納税することが困難であること。

○ 令和2年2月1日から同3年1月31日までに納期限が到来する国税が対象です。
対象となる国税であれば、既に納期限が過ぎている未納の国税（猶予中のものも含みます。）についても、遡って特例を適用することができます（法律の施行から2か月間に限ります。）。

（注）収入には、事業収入のほか、給与収入などの定期的な収入も含みますが、
譲渡所得などの一時的な収入は含まれません。

納税の猶予の特例 新型コロナ税特法第3条



猶予の申請方法は裏面へ

令和2年4月

まずは「国税局猶予相談センター」へ電話でお早めにご相談ください

- 猶予制度に関するお問合せについては、「国税局猶予相談センター」をご利用ください。

【受付時間】 9 : 00～17 : 00（土日祝除く。）

【電話番号】 国税局によって異なりますので、国税庁ホームページをご覧ください。

https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nofu_konnan/callcenter/index.htm

電話番号はこちら



猶 予 の 申 請 方 法

「納税の猶予申請書」を所轄の税務署（徴収担当）に提出してください。

申請は郵送（様式は国税庁HPから入手可能）又は e-Tax を利用ください。

- 申請書の作成が難しい場合は、国税局猶予相談センターにお気軽にご相談ください。
- 収支状況などの確認のため、預金通帳や売上帳等の書類の準備をお願いしますが、書類の提出が難しい場合は、職員が口頭でお伺いします。

ご注意いただきたいこと

- 特例猶予は納期限までに申請が必要です。
（注）法律の施行から2か月間は納期限後であっても申請できます。
- 特例猶予が受けられない場合でも、要件を満たせば、現行法での猶予が受けられる場合があります。
（注）現行猶予は、納期限から6か月以内に申請が必要です。

税 務 署 に お い て 所 定 の 審 査 を 迅 速 に 行 い ま す

その他、個別の事情に該当する場合は、その旨をお申し出ください

次のような個別の事情がある場合は、特例猶予の他に延滞税なしで納税の猶予が認められることがありますので、ご相談の際、お申し付けください。

【ケース1】新型コロナウイルス感染症の患者が発生した施設で消毒作業が行われたことにより、備品や棚卸資産を廃棄した場合

【ケース2】納税者ご本人又は生計を同じにするご家族が病気にかかった場合、国税を一時に納付できない額のうち医療費や治療費等に付随する費用

納税の猶予 国税通則法第46条



国税の猶予の詳細はこちら

国税猶予

検 索



※地方税や社会保険料についても同様の制度が設けられています。

地方税の詳細については、総務省のホームページをご確認ください。

総務省 : https://www.soumu.go.jp/menu/kyotsuu/important/kinkyu02_000399.html



整理番号									
------	--	--	--	--	--	--	--	--	--

納税の猶予申請書



税務署長殿 ☐ 国税局猶予相談センターに相談済みの場合はチェックしてください。

新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律第3条により読み替えて適用する国税通則法第46条第1項の規定により、以下のとおり納税の猶予を申請します。

1 申請者名等（以下の項目について、ご記入をお願いします。）									
申請者	住所所在地	電話番号 () 携帯電話 ()				申請年月日	令和 年 月 日		
	氏名称	印				※ 通信日付印			
	法人番号					※ 申請書番号			
納付すべき国税	年度	税目	納期限	本税	附帯税	備考	新型コロナウイルス等の影響	☐ イベント等の自粛で収入が減少	
			・	円	円			☐ 外出自粛要請で収入が減少	
			・					☐ 入国制限で収入が減少	
			・					☐ その他の理由で収入が減少	
	合計			①	②				
猶予期間		納付すべき国税の納期限の翌日から 令和 年 月 日まで 月間							

2 猶予額の計算(書き方が分からない場合は、職員が聞き取りをしながら記載します。)
(注)会計ソフト等で作成した試算表などで代用いただいても構いません。

(1) 収入及び支出の状況等

令和2年2月以降、前年同月と比べて収入の減少率が大きい月の収支状況を記載してください。

項目	令和 年(当年)			前年同月			収入減少率
	月	月	月	月	月	月	
収入	売上						$1 - ((3) \div (6))$ $1 - ((4) \div (7))$ $1 - ((5) \div (8))$ のうち最大のものを記載
	小計	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧
支出	仕入						支出平均額 $((9) + (10) + (11)) \div \text{記入月数}$ ⑫ 円
	販売費/一般管理費						
	借入金返済						
	生活費(※)						
	小計	⑨	⑩	⑪			

※ 減価償却費など、実際に支払を伴わない費用などは「支出」に該当しません。
※ 申請者が法人の場合は、生活費は「支出」に該当しません。

税理士署名押印	印	電話番号	税理士法第30条の書面提出有
---------	---	------	----------------

(2) 当面の運転資金等の状況等

当面の運転資金等 (⑫ × 6(6か月分))	円	+	今後6か月間に予定されて いる臨時支出等の額	円		
				=	当面の支出 見込額(⑬)	円

(3) 現金・預貯金残高

	金額		金額	現金・預貯金の 合計(⑭)	円
現金	円	預貯金	円		

(4) 納付可能金額

⑭ (現金・預貯金残高) - ⑬ (当面の支出見込額) =	納付可能金額(⑮)	円
(マイナスの場合は0)		

(5) 猶予を受けようとする金額

(①+②) 納付すべき国税		-	(⑮) 納付可能金額		=	猶予額
円			円			円

3 その他の猶予申請(他の猶予の申請を併せてする場合は、チェックしてください。)

☐ この申請が許可されなかった場合は、換価の猶予(国税徴収法第151条の2第1項)を申請します(※)。

※ 例えば、収入の減少率が低いときは、この申請は許可されませんが、他の制度(換価の猶予)により猶予が受けられる場合があります。併せて申請しておくことにより、申請の日から延滞税が軽減されます。(審査に当たり、後日、職員が状況などを確認させていただくことがあるため、ご協力をお願いします。)

《「収入の減少」とは…》

令和2年2月以降の任意の期間(1か月以上)において、事業をされている方の収入が前年同期間に比べて概ね20%以上減少した場合、「収入の減少」があるものとして猶予の対象となります。

フリーランスの方などの報酬、派遣労働者の方などの給与(確定申告を行う必要があるもの)についても、同じように減少していれば、「収入の減少」があるものとして猶予の対象となります。

なお、新型コロナウイルスの発生とは関係なく減少した収入(臨時収入の減少など)については、この「収入の減少」の計算には含まれません。

《「納付可能金額」とは…》

当面(向こう6か月分)の事業資金・生活費等を超える現金・預貯金をお持ちの場合、その超えた金額については、「納付可能金額」として納期限までに納付していただく必要があります。

- ・ 申請していただいた内容は税務署で審査します。
猶予を許可する場合には、通知書でお知らせします。
- ・ 審査に当たり、職員が電話等で内容確認を行うことがあるため、ご協力をお願いします。

ご不明な点がございましたら、申請先の税務署(徴収担当)にお気軽にお問い合わせください。

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている事業者の方へ

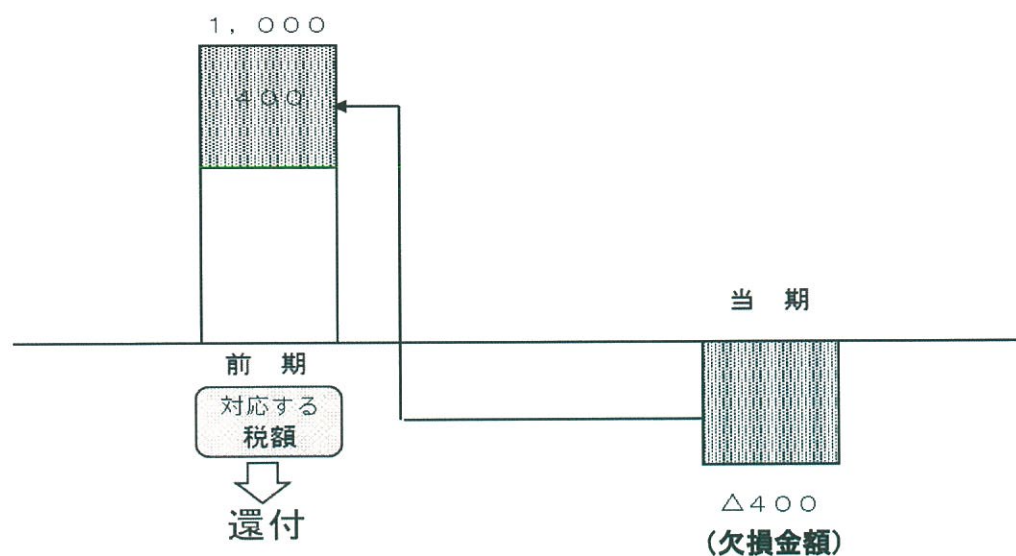
欠損金の繰戻し還付制度を利用できる 法人の範囲が拡大されました

- これまで、中小企業者等（資本金の額が1億円以下の法人など）が利用可能だった青色欠損金の繰戻し還付制度について、**資本金の額が1億円超10億円以下の法人も利用可能**となりました

青色欠損金の繰戻し還付制度とは

- 青色申告書を提出する法人に、確定申告書を提出する事業年度に生じた欠損金額がある場合には、その事業年度開始の日前1年以内に開始した事業年度に**欠損金額を繰り戻して法人税の還付を受けられる**制度です

<イメージ図>



新型コロナ税特法による欠損金の繰戻しによる還付の特例

- **資本金の額が1億円超 10億円以下の法人**について青色欠損金の繰戻し還付を受けることが可能となります
- **令和2年2月1日から令和4年1月31日までの間に終了する事業年度**に生じた欠損金額について適用されます
- ただし、大規模法人（資本金の額が10億円を超える法人など）の100%子会社及び100%グループ内の複数の大規模法人に発行済株式の全部を保有されている法人等は除かれます

還付請求の手続

- 還付請求を行う場合は欠損金額の生じた事業年度の**確定申告書の申告期限までに還付請求書を提出**してください
- なお、新型コロナ税特法により本制度の対象となる法人が、令和2年7月1日前に確定申告書を提出している場合の請求期限は、令和2年7月31日となります
- 新型コロナウイルス感染症の影響で**期限までに申告や還付請求の手続が難しい方につきましては、その期限を個別に延長**することが可能です

- ご質問・ご不明な点は、最寄りの税務署にお問合せください。
- 還付請求書の様式など、手続の詳細については、国税庁ホームページをご参照ください。

（ホーム ＞ 税の情報・手続・用紙 ＞ 申告手続・用紙 ＞ 申告・申請・届出等、用紙（手続の案内・様式）
＞ 税務手続の案内（税目別一覧） ＞ 法人税 ＞ 【手続名】欠損金の繰戻しによる還付の請求）

国税庁

検索

手続の詳細は右のQRコードにアクセス



https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/annai/hojin/annai/1554_38.htm

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている事業者の方へ

テレワーク等のための設備投資が 中小企業経営強化税制の対象になりました

- これまで、**中小企業経営強化税制**の適用ができる設備は「生産性向上設備」や「収益力強化設備」でしたが、「**テレワーク等のための設備**」も対象に追加されました

<イメージ図>

類型	生産性向上設備	収益力強化設備
要件	生産性が旧モデル比年平均1%以上向上する設備	投資収益率が年平均5%以上の投資計画に係る設備
対象設備	◆機械装置 ◆測定工具及び検査工具 ◆器具備品 ◆建物附属設備 ◆ソフトウェア（情報収集機能及び分析・指示機能を有するもの）	◆機械装置 ◆工具 ◆器具備品 ◆建物附属設備 ◆ソフトウェア

テレワーク等のための 設備投資が追加

新たな類型（デジタル化設備）

遠隔操作、可視化、自動制御化のいずれかに該当する設備

◆機械装置
◆工具
◆器具備品
◆建物附属設備
◆ソフトウェア

中小企業経営強化税制とは

- 青色申告書を提出する**中小企業者などが、指定期間内に、経済産業大臣の認定を受けた経営力向上計画に基づき取得等**をした一定の規模の設備について、**指定事業の用に供した場合、即時償却又は設備投資額の7%（資本金の額が3,000万円以下の法人などは10%）の税額控除をすることができる制度です**
- **対象となる設備、経営力向上計画の認定**については、**中小企業庁のホームページをご覧ください**

（中小企業庁：経営サポート「経営強化法による支援」）

<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/index.html>

- ご質問・ご不明な点は、最寄りの税務署にお問合せください。
- 制度の詳細については、**国税庁ホームページをご参照ください。**
（ホーム > 税の情報・手続・用紙 > 税について調べる > タックスアンサー（よくある税の質問）
> 法人税 > №5434 中小企業経営強化税制（中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は税額控除）

国税庁

検索

手続の詳細は右のQRコードにアクセス

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/hojin/5434.htm>



新型コロナウイルス感染症の影響を受けている事業者の方へ

消費税の課税選択の変更に係る特例について

税務署に申請し承認を受けることで、課税期間開始後であっても消費税の課税事業者を選択する（やめる）ことができます。

特例の対象となる事業者

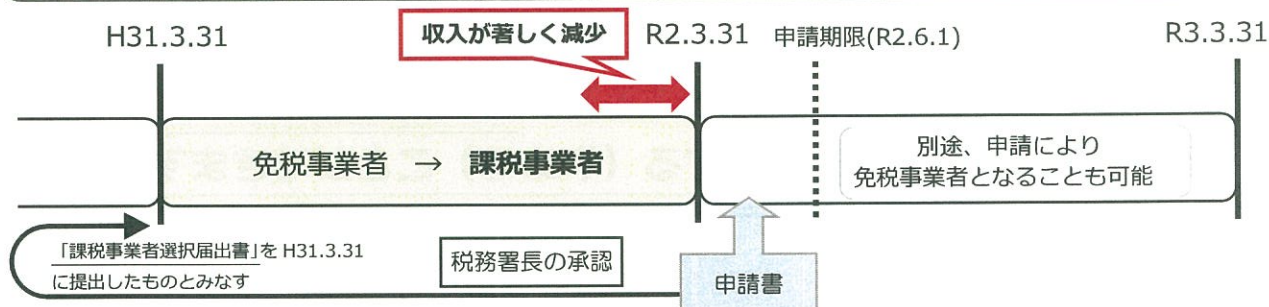
- 新型コロナウイルス感染症等の影響により、
**令和2年2月1日から令和3年1月31日までの間のうち
任意の1か月以上の期間の事業としての収入が、
著しく減少（前年同期比概ね50%以上）している事業者**

消費税の課税事業者を選択する（やめる）届出等の特例

- **特例対象事業者は、税務署長の承認を受けることで、特定課税期間以後の課税期間について、課税期間の開始後であっても、課税事業者を選択する（又はやめる）ことができます。**
 - ※ 「特定課税期間」とは、新型コロナウイルス感染症等の影響により事業としての収入の著しい減少があった期間内の日を含む課税期間をいいます。
 - ※ 特例の承認を受けようとする場合、原則として、特定課税期間の確定申告期限までに、承認申請書を税務署に提出してください。
 - ※ 課税事業者の選択をやめる場合であっても、納税義務が免除される事業者は、その課税期間の基準期間（法人は前々事業年度、個人事業者は前々年）における課税売上高が1,000万円以下の事業者等です。
- **また、本特例により課税事業者を選択する（又はやめる）場合、2年間の継続適用要件等は適用されません。**
 - ※ このほか、新設法人が調整対象固定資産を取得した場合等における納税義務免除の制限について、税務署長の承認によりその制限を解除する特例が設けられています。

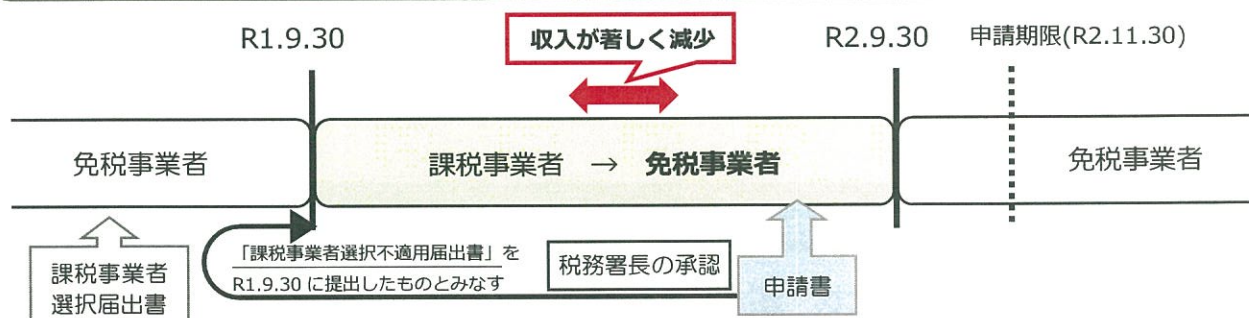
免税事業者が課税事業者を選択する場合の具体的な適用事例

新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年3月1日から31日の1ヶ月間において、事業としての収入が著しく減少したため、令和2年3月期について、課税事業者を選択し、一般課税により申告を行う場合（3月末決算法人の場合）



課税事業者の選択をやめる場合の具体的な適用事例

当初、令和2年9月期について課税事業者を選択していたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年3月1日から31日の1ヶ月間において、事業としての収入が著しく減少したため、令和2年9月期から課税事業者の選択をやめて免税事業者となる場合（9月末決算法人の場合）



(注) 免税事業者になることができるのは、その課税期間の基準期間における課税売上高が1,000万円以下の事業者等です。

簡易課税制度の適用に関する特例について

- 消費税の簡易課税制度の適用に関しては、現行法において、「災害その他やむを得ない理由が生じたことにより被害を受けた場合」の特例が設けられています（消費税法37条の2）。
- 新型コロナウイルス感染症の影響による被害を受けたことにより、簡易課税制度の適用を受ける（又はやめる）必要が生じた場合、税務署長の承認により、その被害を受けた課税期間から、その適用を受ける（又はやめる）ことができます。

- ご質問・ご不明な点は、最寄りの税務署にお問合せください。
- 申請書の様式など、手続の詳細については、国税庁ホームページをご参照ください。

国税庁

検索

詳細は右のQRコードにアクセス

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/kansensho/keizaitaisaku/shohi/index.htm>



新型コロナウイルス感染症の影響を受けている事業者の方へ

消費貸借契約書に係る印紙税の 非課税措置について

特定事業者に対して行う一定の金銭の貸付けに係る消費貸借契約書のうち、令和3年1月31日までに作成されるものについて、印紙税が非課税となります。

特定事業者とは

- 新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置によりその経営に影響を受けた事業者をいいます。

非課税措置の対象となる消費貸借契約書

- 特定事業者に対して、公的貸付機関等^{※1}又は金融機関^{※2}が他の金銭の貸付けの条件に比べ特別に有利な条件で行う金銭の貸付けに際して作成される消費貸借契約書

※1 公的貸付機関等とは、地方公共団体、政府系金融機関等をいいます。

※2 金融機関とは、銀行、信用金庫、信用協同組合等の民間金融機関をいいます。

還付申請の手続

- 印紙税が非課税となる消費貸借契約書について、既に印紙税を納付している場合には、「**印紙税過誤納確認申請書**」を税務署に提出(※)し、税務署長の過誤納確認を受けることにより、その納付された印紙税額に相当する金額の**還付を受けることができます**。

※ 提出の際は、できるだけ郵送での提出をお願いします。

※ 過誤納となった契約書等(原本)を提示又は過誤納となった事実を金融機関等が証明した書類(原本)を提出する必要があります。

※ 契約書等の原本が金融機関等に保管されている場合や、過誤納となった事実を金融機関等が証明した書類の発行については、借入先の金融機関等にお問合せください。

※ 「印紙税過誤納確認申請書」の様式は、国税庁ホームページからダウンロードすることができます。

「印紙税過誤納確認申請書」の記載要領

印紙税過誤納 確認申請書 充当請求

GL2016

整理番号

「消費貸借に関する契約書」と記載してください。

000-0000 〇〇市〇〇区〇〇町1-2-3

電話 〇〇〇〇 〇〇 〇〇〇〇

氏名又は名称及び代表者氏名 国税商事 株式会社 代表取締役 国税太郎

個人番号又は法人番号 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 同上代理人

税務署長 税務署 〇〇市〇〇区〇〇町1-2-3

☒ 下記のとおり印紙税法施行令第14条第1項の規定により過誤納の確認を申請します。

☐ 下記のとおり印紙税法施行令第14条第4項の規定により過誤納の確認と充当を請求します。

区分	文書の種類(物件名)	文書の名称又は呼称	納付税額	過誤納となつた理由
1	消費貸借に関する契約書	金銭借用証書	10000	新型コロナウイルスに係る非課税
2				
3				
4				
合計(数量及び過誤納税額)			10000	
充当請求金額			10000	
還付金額			10000	

その契約書の実際の名称を記載してください。

過誤納となった理由として、「新型コロナウイルスに係る非課税」と記載してください。

その契約書に貼付した収入印紙の金額を記載してください。

その契約書の日付(作成日)を記載してください。

還付金を受け取る者(申請者)の口座情報を記載してください。

証明書類 〇〇銀行の証明書 1通 参考事項

※ 上記の過誤納の事実のとおり令和 年 月 日確認し(充当請求金額については同日請求のとおり充当)しました。

なお、還付金額は、他に未納の国税等がない場合に右記お申し出の方法により還付することになりますので、後日、改めてお知らせします。

第 〇〇〇 号

還付を受けようとする金融機関

〇〇 〇〇

〇〇 〇〇

普通

1234567

- ご質問・ご不明な点は、最寄りの税務署にお問合せください。
- 申請書の様式など、手続の詳細については、国税庁ホームページをご参照ください。

国税庁

検索

手続の詳細は右のQRコードにアクセス

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/kansensho/keizaitaisaku/inshi/index.htm>

